

古文書・古往来における「請」について

三 保 忠 夫

目 次

- 一、はじめに
- 二、『明衡往来』の場合
- 三、一般的趨勢について
- 四、むすび

一、はじめに

「請」は、コフとよむことが多いが、ウクとよむこともある。コフとは、相手に物事を願ひ求める能動の行為であり、ウクとは、相手からの作用をこうむる受動の行為である。「請」は、こうした、いわば方向性としては相反する意味をもっているのである。

古い文献において、「請」は頻繁に用いられている。就中、古文書類においては、この文字に「古文書の使命」そのものが集約的に示されることが多い。古文書の授受、あるいは、古文書の成立そのものに密接に関係しているという点で、この文字は極めて重要な位置を占めているといつてよい。

ところが、現実的に、具体的な文書（用例）に接するとき、その「よみ取り」はなかなか容易でない。文書の使命を把握しなければ、そのよみ取りは難しく、そのよみ取りができなければ、文書の使命も把握できないからである。

『高山寺本古往来』に、次のような例がある。⁽¹⁾

○ 謹言 預米 結解度、御下文謹以奉上(中略)而此度、米未^ミ納^ナ式拾伍斛余也是則去年 春^{チノ}募^ム秋^{キノ}時息利各進^{タテマツテ} 文契^{ブンケイ}一^ニ申^シ

○ 謹辞^{キンジ} 請^{コト}御教書^{ゴウキョウショ}、事

右某月日御教書今日到来所^③請^{コト}如件^ル被^ル仰^ル八丈絹并菓子等及^テ於^テ彼期^ニ可^シ令^シ進^ム上^ニ(二八一・二八二行、返状)

この他にも三例の「請」字がある。内二例に「請」との付訓があるように、それら三例はコフと解してよい。だが、右三例はウクと解すべきもののようにである。

即ち、①は、去年の春、借用証書を奉って出挙稲を借り受けた人々の中に、逃亡、死去、貧弊、不堪があつて、このたびは二十五斛余を弁済できないでいる、といった文意である。現地側の責任者から提出した決済関係の文書らしい。「申請」は、本来、文契によつて願ひ出ること、つまり、コフことを意味するが、今は、その結果(貸付)を受けた人々の中に逃亡、死去……の者がいるというのであるから、この「請」はウクと解する方が穩当であろう。コフとウクとは、実は表裏一体の関係にある。これについては後にも述べる。

②は、絹や菓子等を送進せよとの命令を受けた折の返状であり、こうした趣旨の文書は「請文」と称されている。書状の首部に「謹辞 請、御教書事」とあるのも、請文の事書にみられる類型的な表現である。③の、「所請如件」とは、従つて、「右某月日」付けの御教書を、本日、確かに拜命したとの謂である。

『高山寺本古往来』においては、かくして、「請」の他に「請」ということばの存在も認めなければならない。ところが、従来、これら六例は、みな、コフであると説明されてきた。⁽²⁾ 単なる看過ではなく、詳論をもつての説明であるが、少なくともこうした異論のあること自体、「請」には難しい問題があるといえそうである。(補注一)

二、『明衡往来』の場合

「請」の意味、用法については、広く古文書類を検討してみなければならぬが、問題のことばは応答に関わるものであるから、これを考察するには、やはり、往復書状を収めた『古往来』を取り上げるのが適切であろう。そこで、一文獻としては比較的多数の用例を収めることを条件として、『明衡往来』享禄本を選び、細かく検討することとする。

『明衡往来』の諸本については、既に、川口久雄博士⁽³⁾、石川謙博士⁽⁴⁾の詳述がある。今、川口博士によれば、その諸本は六類に分類できるといふ⁽⁵⁾。而して、「管見に入れる現存諸伝本のうち、最も状数多くして最も古型を存して居るものと謂ふべきであろう。」とされ、「最も善本といふことが出来る。」とされたのが、以下の享禄本である。どの系統の、いかなる伝本が「古型」であるか、これも今後の課題の一であるが、中世以前における古写本で、完本、もしくは、完本に近いとみられる一本として、享禄本の優位性は認められてよいであろう。年代的には、法隆寺所藏悉曇字記裏書本（殘簡一卷）が最も古い。しかし、これは誤写、誤脱が多く、「甚しい抄出本である」とされる⁽⁷⁾。使用するの容易でないであろう。他本についても、それなりに問題をもっている。まずは享禄本を徹底的に分析し、これをもって諸本研究、また、本文批判に寄与するのも一方法であろう。

『明衡往来』享禄本の、往来物としての、また、言語資料としての内実については別に述べる。ここでは当面の「請」についての用例を掲げる。用例は原文によることとするが、私意により、問題の文字の右傍に・印を付す。また、用例を引くにつき、その声点、合符、傍注は割愛する。用例の末尾の（ ）内に示す「1オ9」は、その所在が第一丁表九行目であることを、また、「往」、「返」は、それぞれ往状、返状であることを表わしている。但し、巻下の場合には「往」「返」の別が明瞭でない。

『明衡往来』における「請」は、(一)、単一語としてみえる場合と、(二)、複合語としてみえる場合とがあり、前者は、さら

に、各書状における所用の部位、によって次のようなA、B、C、Dの四様に分ち得る。

(一)、単一語としてみえる場合

A 事書にみえるもの

事書は、その書状の主題なり性格なりを一口に表現しようとしたものである。ここに「請」がみえる場合、これらの書状は多く返状である。

1 請・ 嚴札事

右改年之後^{スヘカラク} 須^ス先^ツ拜^{ハイ}温^イ顔^{ラン}也連 (下略) (1オ9、返)

類例に左記がある。事書だけでも掲げておく。

2 請・ 恩章事 (2オ7、返)

3 請・ 嚴命事 (5オ1、往)

4 請・ 嚴訓^{クキシ}旨 (9オ8、返)

5 請・ 仰事 (14オ、10返)

6 跪請・ 仰事 (17オ10、返)

7 請・ 舞姫、童女、装束事 (19オ9、返)

8 伏請・ 嚴旨 (20オ3、返)

9 請・ 恩章^ル事 (20ウ9、返)

10 請・ 仰旨 (34ウ7、返)

11 請・ 恩簡 (35ウ7、返)

12 請・ 貴札事 (43ウ1、返)

古文書・古往来における「請」について

- 13 請・兵士一人、事(44ウ8、返)
 14 請・御教書事(47ウ5、返)
 15 請・仰、事(55オ7、返)
 16 請・禪札(56ウ2、返)
 17 請・嚴命事(63オ9)
 18 請・雜事(68オ5)

「嚴札」「貴札」「嚴訓」「嚴旨」「嚴命」「恩章」「恩簡」「仰事」などとあるのは、相手からの書状を敬った表現である。「請」は、そうした相手の書状の趣旨をウクことを示しており、9の「請」によってこれらは「ウクル」(連体形)とよむべきことが知られるのである。

3は、「往状」にみえるものだが、書中に「藏人、少将度々被招是小弓、事也」とあるから、本状は、藏人少将の招きを受けての執筆になるものようである。「嚴命」とあるのもそのためであろう。小弓の会遊に誘引しようとした書状で、藤原季綱の『本朝統文粹』巻第七にも収められている。

ところで、事書、もしくは事書に準ずるようなところに次のような例もある。

19 請・案内

右明日於白河院可モテアソフ 翫カ 少弓也、可トモナフ 相伴之状、昨日頭中将所被示也、某事同、及高聽、欵路過、蓬門、忝抑花駕、為シ 從ニ 後乘也(下略)(4オ6、往)

こうした往状の事書において、かつ、「案内」ということばに冠せられた「請」はコフと解する方が穏当であろう。書中に、「忝抑花駕、為從後乗也」とあるから、事情に通じた相手に「案内」をコフものと思われる。返状には、申し出に應ずるとある。左記は類例である。

20 請・案内

右明日^ノ行幸何時乎馬^ニ俄^ニ相違^ハ只有^ニ驢^ノ（中略）為^レ習^ニ控御^一也某謹言（59ウ5、巻下・本）

B 本文の首部にみえるもの

21 伏請 嚴旨

右明日可^キ參仕^ニ之状所^レ請^レ如^レ件^ノ抑佐殿御舞^ノ事尤^ク可^ク然也（下略）（20オ4、返）

左記は類例である。

22 明日可^キ參候^ニ之状所^レ請^レ如^レ件^ノ（15オ9、返）

23 右所^レ請^レ如^レ件^ノ抑……（47ウ6、返）

24 右所^レ請^レ如^レ件^ノ抑……（48オ4、返）

21、22は、参仕すべし、参候すべし、との命を受けた返状に「所請如件」とみえる。拜命したとの謂であり、ウクと解される。21には「伏請 嚴旨」（A8参照）との事書もあった。23、24も同様であろう。23にも「請御教書事」（A14参照）との事書がある。以上、四通の書状はみな返状である。

C 本文の末尾にみえるもの

25 請 仰事

右依^テ公事^ニ只今可^キ出仕^ニ侍^リ兩条^ノ事追可^キ注進^ニ之状所^レ請^レ如^レ件^ノ（55オ9、返）

26 (前略) 抑所^レ被^シ示^シ仰^テ捧物^ノ彼^ノ日可^キ献^ス之状所^レ請^レ如^レ件^ノ（56ウ4、返）

25は、囚獄正から質問二ヶ条を受けた、明法博士の返状である。今は出仕せねばならないので、追って注進します、とある。26は、捧物（筆百管）の献納を了承したとの書状である。25、26には、「請 仰事」（A15参照）、「請 禪札」（A16参照）との事書もあり、これらの「請」はウクの意である。

返状における「所請如件」は、丁度、Bとは逆になるもので、請文における慣用的な事留めである。

ところで、これまでのところと趣を異にするものに左記がある。これらの「請」はコフを意味している。

27 物雖^レ輕^カ志^シ已^ニ重^シ請^垂レ^レ領^納敬^白 (56ウ9、往)

28 莫^ル忘^ル芳^契每^レ有^ニ便^風請^付帛^書謹^言 (75ウ4、卷下・末)

これらは倒置文で、下に活用語の命令形タレヨ、ツケヨを伴なっている。「請」はコフを意味するものと認められる。

コフは、また、「乞」字によっても表わされている。用例は六例を数えるが、この場合は、下にナカレ(二例)、タレヨ(四例)という、やはり、活用語命令形で応ずるものばかりである。

乞^{コフ}莫^レ嫌^ニ……… (3ウ3、往)

乞^{コフ}垂^レ照^鑿……… (35ウ4、往)

「乞……垂」と同一構文に「請」ともみえるならば、これはコフを表わしたものである。

D 文中にみえるもの

文中における「請」は、コフとしての意味、用法が多い。次項にみるような一般的な趨勢からすれば、これは偶然のことではないであろう。しかし、29から32は、「請……ベシ(可)」という構文において共通している。

29 明日^ハ三月^尽也^古今^詩人^才子^每當^是日^莫不^ニ相^惜請^於慈^恩寺^可詠^紫藤^之句^早 (下略) (36ウ10、往)

30 只^今狂^花軒^臨蓬^戸耳^請傾^茅戸^{之一}盃^可擬^竹林^之七^賢也 (57ウ3、卷下・本)

31 請^及彼^期可^レ御^此亭^也 (69オ4、卷下・本)

32 請^轄花^軒早^旦可^レ御 (71オ9、卷下・末)

これらは29、30の付訓に従い、コフと解すべきであろう。文中にあって、ウクと付訓した例が一例ある。しかし、これは、あるいは、後の41、また、38、39、42などと同様のものかもしれない。

33 夜部請^{ウケテ}惣返抄^ヲ一寮^{リヤウノ}官人各致^ス用意^ヲ (80ウ6、巻下・末)

(二) 複合語としてみえる場合

複合語としては、「申」と複合した「申請」、「請申」という形が多い。

34 35 請申[・] 五帝本紀^ニ 周公世家^ニ 樂毅伝^ニ 右為^レ移^ル点^ヲ所^レ請申^ニ如件^ニ (41オ3、往)

36 天曆^ノ御記欠卷^ニ已^ニ多^シ隨^ニ申請^ニ可^ニ借^シ給^フ為^ニ書写^ニ也 (37オ3、往)

37 仍件^ノ破子^ヲ可^レ被^レ給^ニ朱雀院^ニ之^ノ状所^ニ申請^ニ也伏^{シテ}乞^フ垂^ニ鑒察^ニ某^ノ謹言^ニ (38オ2、往)

34、35は、移点のために『五帝本紀』以下を借用したいとの書状である。「請申」とはコヒマウスと解される。36も同様である。37は、破子を乞う状で、「申請」はマウシコフ意である。

38 彼^レ是^レ追捕^フ事蒙^ニ殿下^ノ御氣色^ニ所^ニ定^ム仰^ニ也 (中略) 囚^レ之^ノ巨細^ニ申請^ニ耳 (14ウ7、返)

39 仍奉返如件乞^フ垂^ニ収領^ニ自今以後不^レ隔^ニ秘書^ニ相互^ニ可^ニ申請^ニ也謹言^ニ (42オ7、往)

40 任中^ノ公事年^ノ内^ニ可^ニ勤^ム早^ニ申請^ニ事才^ニ可^ニ令^レ加^レ催^給也 (49オ1、返)

41 仍^ニ任^ニ格条^ニ可^ニ停止^ニ之^ノ由注^ニ国解^ニ可^ニ申請^ニ侍 (51ウ7、返)

42 就^ニ穀倉院^ニ尋^ニ無主^ノ位田^ヲ来^リ請^ム之^ノ輩已^ニ有^ニ其^ノ数^ニ (74ウ3、巻下・末)

38以下、四例の「申請」はマウシウクであろう。38は、殿下から巨細にわたる指図を受けることを表わし、39は、秘書(貴重書)を相互に借り受けることを表わしている。40は、租穀を弁済せよとの命に対し、これを承諾したという請文である。「任中公事」とは、播磨の国守在任中の徴税をいう。これを年内中に決済してしまい、拜命したことも調達するよう、下役に命令します、との文意である。「可令加催給也」の「給」は謙讓の用法であろう。

41は、付訓に従えば、格条とおりに庄園を停止すべきだと、国解を作成し、停止してもらおう、と解される。だが、付訓を保留すれば、これは上申し出願するの用法であり、コフと解すべきものである。付訓は、従って、上申した、その結果を表

わしたことになる。上申することと、その結果を受けることとは、実は、表裏一体の関係にあるのである。

この眼でふりかえてみると、38、39も、やはり、もとはマウシコフ意であるとみうけられよう。42の「来請」（訓合符あり）も、本来はキタリコフの意ではあるまいか。

43 調庸租税合期可_レ弁之由_シ諸_ノ群刀皆所_ニ請_申也(79オ9、巻下・末)

44 45 右都督被聞云_ク請_使向_レ国_テ請_取後称_{ハシ}風波_シ之難_ニ京庫之日進納_ハ難_シ(77オ6、巻下・末)

43は、新任の尾張守が、任国の富裕なさまを述べ報じた書状であり、調庸租税は合期に弁すべき由を、諸群刀が「請申」したとある。「請」は、受諾して弁済を確約したとの意味である。44、45の「請使」とは、筑前国から糧米を受け取って京へ運ぶ役目の使者をいうのである。「請使」、「請取」のそれは共にウクの意である。

以上のように、『明衡往来』には、コフの他、ウクとしての用法がかなり認められ、こうした具体的な用例を検討することによって、大体、次のような傾向が看取されよう。即ち、

- ① 往復文書内の返状、就中、請文における事書にみられるもの、また、
 - ② そうした文書の書出し、書留めなどにみえるもの、
- これらは多くウクとしての用法であり、その他、文中の「申請」(40)、「請申」(43)、「請取」(45)などにもウクとしての用法がある。一方、

① 「請……命令形(ツケヨ、タレヨ)」、「請……ベシ(可)」といった構文にみえるもの、

② 「案内」、あるいは、「恩裁」といった語句に冠せられてみえるもの、

などはコフとしての用法であり、また、「申請」、「請申」といった複合語にもコフとしての用法がみられるが、「申請」と付訓したもので、もとはマウシコフの意であると推測される例もある(38、39、41、42など)。

「請」の、コフとしての用法は、裴学海の『古書虚字集釈』(9)巻八に、

「請」猶「懇求」也。

と説くそれであるが、命令形やベシを伴なう用法は、

「請」猶「其」也。命令兼期望之詞也。

と説く条に相応しよう。

三、一般的趨勢について

ところで、古往来以外の、より古い文献についてみると、「請」をウクとして用いた例は多くない。「請」にコフの訓注(付訓)を付した管見の最古の例は、貞観頃にできたとされる『令集解』の「公式令」(詔書)にみえる割注であるが、

○……詔書如右。請奉詔。付外施行。謹言。⁽¹⁶⁾

〔割注〕 跡云。請訓如乞之也

奈良時代の『写経所公文』として伝存する「写経司解」や「写経生等請暇并不參解」などをみても、「請」、「申請」はコフ、マウシコフとして用いられている。『古事記』でも『万葉集』(左注)でも、『上宮聖徳法王帝説』や『古語拾遺』でも、また、『日本霊異記』や『将門記』などでも、「請」はコフの意で用いられ、ウクの用法は見当らない。〔補注二〕

「尾張国解文」⁽¹²⁾は、長文の解文としても有名で、ここには「請」が延六十六例みえているが、内六十五例がコフとして用いられ、ウクは残りの一例でしかない。

○ 然而潤弊之民負正税不耕田疇、富勢之烟領能田以不請正税(第一条)

ここに「(コ)ハ」と付訓した写本もあるが(宝生院本正中二年写)、意味上はウクである。他方、コフの方は、多く「裁断」、「裁恤」などのことばを伴ない、望み願う、願い上げる、の意味で用いられている。

○ 尾張国郡司百姓等解 申請官裁事

請被裁断、当国守藤原朝臣元命、三箇年内責取非法官物并濫行横法卅一箇条愁状（前文）

「裁断」（あるいは、「官裁」、「裁恤」など）を「請」という表現は、解文の類における一つの定型である。

定型といえ、諷誦文にも「請」に関する定型がある。即ち、諷誦文は、首部に「敬白 請諷誦事」と記し、結に「……（諷誦）所請如件（敬白）」とおくのが定型である。ここでの「請」は、三宝に布施を奉って諷経をコフの意味である。

平安時代初期の訓点資料においても、コフとよんだ例はあっても、ウクと付訓した例は、未だ管見に入らない。

○（於）我が請フ所を空介（にあら）令むルこと勿レ。」とイへ。（西大寺本金光明最勝王経平安初期点）⁽¹⁴⁾

時代の下る『興福寺本大慈恩寺三藏法師伝古点』⁽¹⁵⁾、『竜光院藏妙法蓮華経古点』や『南海寄帰内法伝古点』⁽¹⁶⁾などを例にとつてみても同様のようで、訓点資料においてウクと付訓した例は多くないと思われる。だが、全く無くはない。

○ 請ウケ白マオセ（宝寿院藏大日経随儀軌天曆二年点）⁽¹⁷⁾
ウケタマハルとよんだ例もある。

○ 密主誠に 請^{ウケマフ}リ已ぬ（高山寺藏撰大毘盧遮那成仏神変加持经大悲胎藏儀軌卷中院政期朱点）

辞書類では、『観智院本類聚名義抄』（法上五九）に、コフ、ウクの両訓がみえるが、これを溯った『図書寮本類聚名義抄』⁽¹⁸⁾にも、「三請」の見出し語のもとに次のような割注がある（割注部分だけを引く。以下同様）。

○ 三与^(虫損)同弘云問也乞也求^(虫損)告也吾也禱也招呼也中云七静反求一也又疾政反延屈也又疾盈反受也今從初二・真云在性反迎屈也延也又清井反求也乞也問也又音清同受也。

「三請」という被注語は、次にも触れる『妙法蓮華経』出自の語句であろう。所引の「弘云」につき、『高山寺本篆隸万象名義』⁽¹⁹⁾によれば、「請」の語釈に、

○ 問也乞也求也告也吾也禱也招呼也

とあり、ここにはウクと解し得る条はない（第三帖八オ）。他方、中算の『法華釈文』醍醐寺本によれば、ここには確かに「受

也」との語釈がみえている。

○ 七静反郭知玄云求一也又疾政反积氏云延屈也又疾盈反积氏云受也今案從初二焉

これは、『妙法蓮華經』方便品の「尔時世尊告舍利弗汝已殷勤三請豈得不説……」を対象としたもので、従って、この「請」はコフとしての用法である。『山田本妙法蓮華經古点』も「三(た)ヒ請ヒぬ」とよんでいる。『電光院本』⁽²²⁾、『立本寺本』⁽²³⁾、『足利本』⁽²⁴⁾などではシヤウズと字音読しているが、その文意は変わらない。

『积氏切韻』は、従って、勘案に供されただけのようだが、同様の語釈は、他の切韻系韻書にもみえていて、『王仁胸刊謬補欠切韻』に「受」(平声清韻)、『広韻』にも「受也」とあり(上声静韻に「乞也求也問也謁也」、以下、『集韻』、『康熙字典』にも「受言也」とみえている。

こうした語釈が、そのウクとしての用法の基となっていては確かであろう。しかし、相対的に、ウクと付訓した例(また、ウクを表記した例)の少ないことからすれば、あるいは、本来より、その用法は多くなかったのではなからうか。伊藤東涯の『操觚字訣』⁽²⁵⁾は、広く漢籍に典故を求めた、異字同訓の解説書であるが、これもウクの条には「承受享饗膺稟歌將」の別を説くだけで「請」については触れていない(巻六)。中国の古典を繙く限りにおいては、あまり意義あることではなかったであろうか。

以上、概観してみれば、「請」はコフとして用いることが多く、これがむしろ普通であって、ウクとしての用法は漢文、和化漢文、共に僅かであったと思われる。

ところで、その少ない方の用法であるが、「請」にウクとの訓注(付訓)を付した管見の最も古い例は次のものである。

○ 申請受(唐招提寺藏古本令私記、平安時代初頭)⁽²⁷⁾

しかし、同用法は、さらに古く、既に天平時代にみえている。即ち、佐藤進一博士⁽²⁸⁾の指摘された左記がそれで、

○ 福寿寺写一切経所解 申請筆直并襖子袴事

古文書・古往来における「請」について

合請錢式忒式伯文一千二百文獨壽造物所
一千文從奈良宮所請

買筆式拾玖箇廿五箇別五十五文（後略）（福壽寺写経所解、天平十三年十月十九日）⁽²⁹⁾

この割注における「請」は、「従」字との関係上、請け取った意であるとされている。古文書の一様式としての請文の由来について述べられた箇所、以下、天平二十年、宝亀八年の類似例、宝亀三年の「請納」、および、承平二年以降の「解申請」とある例などについての指摘、言及がなされている。

佐藤博士によれば、「解 申請」という様式は、本来、申請書、請求書に用いたものであって、これが、方向性としては逆になる報告書、受領書に用いられたのは、「申請・請求の結果に対する報告、または申請・請求の結果として下付された物資の受領にこれを用いたことに起因するのではなからうか。」と推測されている。首肯すべきであろうが、しかし、問題は「解 申請」という様式だけのことではなく、かつ、「請」字が既に「受」意を有していたとすれば、ひとり日本の、古文書の世界に留まる問題でもなからう。コフ行為と、その結果をウク行為とは、表裏一体の関係にある。佐藤博士のいわれるのと同様のことは、あるいは、当初（中国）において、既に生じていたとも考え得る。

ともあれ、ウクとしての用法は、請文の類、また、それに準ずる性格の文書を中心として広がっていったようで、中古を経て中世に入れば、『吾妻鑑』や『御成敗式目』などにおいても、かなりたくさんの用例が求められる。『色葉字類抄』（黒川本）にも、次のように、ウク、あるいは、ウケタマハルの用字としての定着がみられる。

○ 受ウクウク 請情文七發名也也 稟承享奉（以下二四字略）目上受也（黒川本、中51ウ、ウ部、辞字）

○ 承ウケタマハル奉 稟共請目上（同、中53ウ、ウ部、辞字）

ウクとしては、第二番目の用字となっている。ここで推測すれば、右は、前田本ならば合点が付されていたのではなからうか。また、こうした位置付けは、以上にみたような、請文の類、即ち、古文書における情況に依拠したものではなからうか。『色葉字類抄』と古文書とが近い関係にあることにつき、少くとも、そうした一面のあることについては稿を改めて

述べることにする。

四、むすび

古文書類における「請」の解釈については、今日、なお、困惑することが少なくない。佐藤進一博士にしても、それがコフ、ウクのいずれを意味しているか、「一見判然しがたい場合が多い。」と述べられている。江戸期には、『明衡往来』や『御成敗式目』などに詳しく振仮名を施した版本が刊行されているが、これらにも誤訓が目立つ。本稿でも、どれほどの前進があったか、はなはだ心もとない。

管見するところ、「請」は、コフとして用いる方が、より一般的な用法である。しかし、古文書類を中心としてウクの用法のみえること、右にみてきたとおりである。古文書類といっても、それは請文類におけるものが多いが、これらにおいても、ウクはコフに一步を譲ったような状況であったかにも見える。例えば、「尾張国解文」においては、コフとしての用法はなかなか公然としている。終始一貫して文書の正面、即ち、序文や各条文の事書に位置し、公文書としての形式の一翼になっている。だが、ウクとしての用法は、本文のなかばに、しかも、唯一例だけみえている。相対的にみれば、中世以前においては、ウクとしての用法は、コフとしてのそれよりも非公文書的、非公式的なもの、といった地位にあったようにみうけられる。

本稿においては、十分な用例を掲出できなかった。『消息詞』や『書状文字抄』、宗晰筆『消息手本』、『土右記』などの古記録類、その他多くの文献にも検討すべき用例がみえているが、今は省略に従う。

なお、請文については、『雑筆要集』(続群書類従、巻第十一)に「請文之様」として多様の文例が収められている。また、「うけぶみ」ということは、次のような文書にみえている。関連事項として掲げておく。

○ かつハのちのために、面々にうけぶみをとりにて、このをきふみにくしたる也、請文例にあり(比丘尼田正善妙寺中尾坊置文、嘉

元元年十一月十四日⁽³⁰⁾

注

- (1) 『高山寺資料叢書』第二冊、『高山寺本古往来 表白集』所収、「高山寺本古往来」(小林芳規博士編)による。
- (2) 小林芳規「国語史料としての高山寺本古往来」、注(1)文献所収、五〇二頁。
- 峰岸明「高山寺本古往来における漢字の用法について」、注(1)文献所収、六二九頁。
- (3) 川口久雄著『平安朝日本漢文学史の研究 下』、昭和三六年。八〇三頁。
- 同「明衡往来諸本考」『国語国文』第九卷第二号、昭和一四年二月、にも詳論がある。
- (4) 石川謙編『日本教科書大系 往来編 第一卷 古往来(一)』、昭和四三年。八五頁。
- (5) 注(3)文献『漢文学史』。
- (6) 注(3)文献「諸本考」、四九頁、六四頁。
- (7) 注(3)文献「諸本考」、六二頁。
- (8) 内閣文庫本(二六〇五八号)などは「諸郡司」としており、この方がわかりやすいが、しばらくはこのままを残して後考をまつこととする。
- (9) 広文書局印行、中華民国六〇年、六八二頁。
- (10) 『新訂増補国史大系』、七七七頁。
- (11) 『寧楽遺文』下、五四〇頁以下。五七三頁以下。
- (12) 阿部猛著『尾張国解文の研究』、本文篇による。
- (13) 小林芳規編『平安初期訓点資料総合語彙索引稿 漢字索引之部』による。
- (14) 春日政治著『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究』、本文篇、一四八頁一一行目。
- (15) 築島裕著『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点の国語学的研究』による。
- (16) 大坪併治著『訓点資料の研究』による。
- (17) 築島裕著『平安時代語新論』、三六一頁。
- (18) 勉誠社発行、昭和五一年、本文編、九一頁。略字符号は通行活字に訂した。

(19) 『高山寺資料叢書』第六冊、『高山寺古辞書資料 第一』所収。

(20) 小林芳規博士の御教示による。

(21) 築島裕・小林芳規「故山田嘉造氏藏妙法蓮華經方便品古点釈文」、「訓点語と訓点資料」第七輯、昭和三十一年八月。

大坪併治「山田本妙法蓮華經方便品第二試読」、「訓点語と訓点資料」第七輯、昭和三十一年八月。

(22) 注(16) 文献、二四頁七行目。

(23) 門前正彦「立本寺藏妙法蓮華經古点」、「訓点語と訓点資料」別巻第四、昭和四三年二月。一六頁下段一〇行目。

(24) 中田祝夫編『足利本仮名書き法華経』、翻字篇、七四七行。

(25) 『十韻彙編』所収の残簡、『切三』、『王二』には音注しかない。

(26) 『操觚字訣及補遺』、中文出版社、一九七七年。四一八頁。

(27) 田中稔・狩野久「唐拓提寺所藏古本令私記並びに音義断簡について」、「奈良国立文化財研究所年報」、一九七二年、による。當緒・関市二令を含む断簡B。

(28) 佐藤進一著『古文書学入門』、二二五頁。

(29) 『大日本古文書』第二巻、三〇七頁。

(30) 『高山寺資料叢書』第四冊、『高山寺古文書』、一一〇頁。

〔付記〕 太田晶二郎先生(前田尊経閣文庫)、田中稔先生(奈良国立文化財研究所)、加藤優先生(同)、また、小林芳規先生、沼本克明先生には格別の御指導をいただいた。記して厚く御礼申し上げたい。

〔補注一〕 峰岸氏によれば、『高山寺本古往来』では、「乞^{コウ}」は「官署から個人への『請求』の意の用字として用いられているのに対して」、「請」字は、専ら個人から官署への『申請』の場面で使用されている。(注2 文献)と説明される。先述来からして、用例については再検討していただきたいが、加えて、ここには、古文書の様式への配慮が必要ではなからうか。『高山寺本古往来』においては、「乞は」一例しかみえておらず、しかも、これは「乞也」という、古文書の「様式」に規制された、いわば特殊な用法にある。この点については別に述べた。^(注)「様式」の規制の強い用字法とそうでない用字法とを平面的に扱うことは適当でなからう。

「請」と「乞」との二字については、個人と官署との関係において把握するより、「懇求」(『古書虚字集釈』)の姿勢の有無によって把握する方が穏当であろう。「尾張国解文」の場合でも、「請」は、「官裁」や「裁断」を仰ぎ願う、丁寧に懇願する、の意であり、他方、「乞」は、藤原元命やその郎等が物品を要求する(高圧的な態度で取り上げる)ことを意味している。また、牒における「乞也」にしても、ここでは原則的に「乞」字が用いられ、「請」字は用いられていない。牒という公文書の「性格」を顧みれば、この「乞」

は、所管・被官の關係のない官司への要求、または、官司に準ずる所から官司でない所への要求を意味しているようである。

(注) 『高山寺本古往来』の第六状について——古文書における「左也」・「悉之」の考察——、『文経論叢』(弘前大学人文学部)、第十五卷第一号、昭和五五年三月。

〔補注二〕 『日本古典文学大系』の『日本靈異記』(昭和四六年、第六刷)では、「請」をウクとよませているが(三十九例)、これらもコフと解釈すべきであろう。